



# 島根県報

平成19年 3 月30日 ( 金 )

号外 第 29 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	( 人 事 課 )	1
技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	(       "       )	2

### 教委規則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	( 教育庁総務課 )	2
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(       "       )	2

### 公布された条例等のあらまし

#### 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( 規則第29号 )

##### 1 規則の概要

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う規定の整理

##### 2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

#### 技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 ( 規則第30号 )

##### 1 規則の概要

給与の減額期間を平成19年度まで 1 年間延長することとした。

##### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第29号

#### 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則 ( 昭和32年島根県規則第55号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第11号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条中「から第29条まで」を「、第29条」に改める。

別表第 1 の 2 の 1 級の項中「、医療技術員」を削り、同表 2 級の項中「、主任医療技術員」を削る。

別表第 3 湖陵病院 ( 看護局に限る。 ) の項を削る。

別表第 5 病院業務従事手当の項を削る。

### 附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第30号

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与の特例に関する規則（平成15年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第 5 号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条を第 2 条とする。

附則第 4 項中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第 6 号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第 3 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「県教育委員会」を「教育委員会」改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条の表小学校の項及び中学校の項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同表盲学校、ろう学校及び養護学校の項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学

校」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条を削り、第11条を第 9 条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

